

# 7月は同和問題啓発強調月間

【問】市人権・同和対策室 (☎77・8532)

## 「人の値うち」

江口 いと

何時<sup>いつ</sup>かもんべをはいて バスに乗ったら  
隣座席の人は私を おばはんと呼んだ  
戦時中よくはいた この活動的なものを  
どうやらこの人は  
年寄りの着物と思ってるらしい  
よそ行きの着物に羽織を着て  
汽車に乗ったら  
人は私を奥さんと呼んだ  
どうやら人の値うちは  
着物で決まるらしい

講演がある 何々大学の先生だと言えば  
内容が悪くとも  
人々は耳をすませて聴き  
良かったと言う  
どうやら人の値うちは肩書きで決まるらしい

名も無い人の講演には  
人々はそわそわして帰りを急ぐ  
どうやら人の値うちは 学歴で決まるらしい

立派な家の娘さんが 部落にお嫁に来る  
でも生まれた子供はやっぱり  
部落の子だと言われる  
どうやら人の値うちは  
生まれた所によって決まるらしい

人々はいつの日  
このあやまちに 気付くであろうか

【出典】江口いと人権の詩  
(明石書店)

## 人権を脅かす部落差別

同和問題(部落差別)は、憲法で保障されている基本的人権(職業選択の自由・教育の機会均等を保障される権利・結婚の自由など)が、同和地区出身というだけで、完全に保障されていないという問題です。

## 問題を解決するのは「時」ではなく「人」

「そつとしておけば、部落差別は自然になくなる」という言葉を聞くことがあります。本当にそうでしょうか。明治4(1871)年に「解放令」が出されてから約150年。昭和22(1947)年に日本国憲法が施行されてから70年以上経過した現在でも、部落差別はなくなっていない。差別を解決するにはまだ時間が足りないのでしょうか。解決できないのは、多くの人が「自分とは無関係だ」「自然になくなる」などと、部落差別と真剣に向き合うことなく、避けてきたからではなく、

いでしょうか。部落差別を解決するのは時間ではありません。私たち一人一人です。

## 正しく理解して正しい行動を

国では、平成28年に「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の人権に関する3つの法律を施行。これを受けて市は、条例を一部改正して、相談体制の充実などを新たに追加した「柳川市部落差別をはじめ

あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を令和2年4月1日に施行しました。

県は、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」としています。この期間は、県民をあげて差別をなくす運動を展開しています。

部落差別の解決のためには、私たちみんなが、正しく理解・認識して、差別をなくすために行動をしていくことが大切です。私たちの力で、部落差別のない社会を実現しましょう。

## 誰でも無料で入場できます 人権・同和教育夏期講座

- 日時 7月6日(土) 午後2時開演(開場は30分前)
- 会場 市民文化会館白秋ホール
- 内容 西日本新聞社柳川支局長の河野潤一郎さんによる「部落差別と水俣病の現場から～取材で見た人権問題～」と題した講演。手話通訳あり



【問】市人権・同和教育推進室 (☎77・8842)

## 柳川には景観を守るルールがあります

家の建築や壁の塗り替えをするときには事前に市へ相談を



市内を巡る掘割や城下町の面影を残す町並み、穏やかな田園風景と広大な干拓地の風景。これらの景観を次の世代に引き継ぐため、市は平成24年に近隣自治体に先駆けて市景観計画を策定しました。この計画に沿って、柳川らしい景観を守り育てることで「住み続けたい」「訪れたい」魅力的なまちづくりや、地域のイメージアップによるブランド力の向上などに取り組んでいます。

市景観計画は、市内を各エリアに分けて、エリアごとに建物の建築や改築、壁の塗り替えなど、景観に影響がある行為のルールを定めています。市民や事業者、行政が一体となって、より良い景観を目指しましょう。

## こんなときは景観の手続きが必要

■城堀周辺地区 主に川下りコースとなっている掘割の周辺で、建物や工作物の新築や改築、壁の塗り替えや樹木の伐採などをするとき、規模にかかわらず必ず事前協議と届け出が必要です。

■その他の地区 城堀周辺以外の地域は、新築や改築、壁を塗り替える建物が、大規模(高さ10m以上または延べ床面積が500㎡以上)の場合などは、事前協議と届け出が必要です。詳しくは、市公式サイトで確認してください。

【問】市都市計画課都市計画係 (☎77・8555)

## 家の壁の塗り替えはもちろん屋外広告物の相談も景観アドバイザーへどうぞ

市は、柳川らしいより良い景観づくりのため、「市景観アドバイザー会議」を開催しています。市内で建物の建築や工作物の建設などをするときに、この会議に相談すると、景観の専門家から無料でアドバイスを受けることができます。「柳川の雰囲気にか合う家を作りたい」「どの色に塗り替えたらいいか分からない」など悩んで

いる人は気軽に相談してください。また、屋外広告物を設置するときも景観の面からアドバイスを受けることができます。詳しくは、市公式サイトで確認できます。

- 開催日・会場 奇数月の第3週頃、市役所柳川庁舎など
- 申込方法 申請書に建物や工作物の図面や写真を添付し、開催日の前月末までに都市計画課へ直接提出するか、メール(toshikeikaku@city.yanagawa.lg.jp)で提出

※申請書は市公式サイトからもダウンロードできます。

【問】同課都市計画係 (☎77・8552)



## 会議に出席予定の市景観アドバイザーの一覧

分野	氏名	所属・役職
景観工学 都市計画学	柴田 久	福岡大学 工学部教授
建築計画 建築設計	田上 健一	九州大学大学院 芸術工学研究院教授
建築デザイン 歴史的環境保全	大森 洋子	久留米工業大学工学部 建築・設備工学科教授
土木計画学 土木史	田中 尚人	熊本大学 熊本創生推進機構准教授
色彩	山口 ひろこ	イゴス環境・色彩研究所 所長